

イェール大学所蔵『元徳二年後宇多院七回忌曼荼羅供記』について

西 田 友 広

はじめに

イェール大学には朝河貫一が中心となって収集した日本関係史料が多く所蔵されているが、その中に『応永三十二年具注暦』（以下、『具注暦』）が存在し、その紙背に『元徳二年後宇多院七回忌曼荼羅供記』（以下、『曼荼羅供記』）が記されている。⁽¹⁾この史料は、既に小峯和明氏が解題と翻刻を行っているが、その翻刻にはいくつかの修正すべき点が存在する。また、小峯氏は『曼荼羅供記』に錯簡が存在することを指摘しているが、この史料の内容の検討、およびモノとしての観察の結果、その錯簡を修正し元の姿を復元できることが明らかとなった。そこで既知の史料ではあるが、あらためて分析と翻刻を行うこととする。小峯氏の御海容を請う次第である。

一 『元徳二年後宇多院七回忌曼荼羅供記』とその内容

『曼荼羅供記』については既に小峯氏の解題があり、詳しくはこれを参照していただきたいが、『曼荼羅供記』は西洞院家旧蔵史料である『具注暦』の紙背に記されており、同具注暦には東寺関係者が記したと考えられる暦記が存在する。

後宇多院は正中元年（一二三二）六月二十五日に没しており、元徳二

年（一二三三）は七回忌にあたる。この七回忌については管見の限り他に史料が無く、貴重である。後宇多院の息子で、時の天皇である後醍醐天皇から仁和寺勝宝院道意に七回忌での導師を務めるよう諭旨が到来した六月十八日から、法会当日である二十五日までの記録であり、道意自身の手による記録を写したものである。⁽²⁾道意は西園寺実兼の男で仁和寺勝宝院主、後宇多院の付法の弟子でもあった。またこの『曼荼羅供記』には先述の後醍醐天皇諭旨を始め文書十八通が引用されており、法会開催に至るまでのさまざまなり取りの具体像を知ることができ興味深い。なお応永三十三年は応永三十一年四月十二日に没した後亀山院の三回忌にあたり、この『曼荼羅供記』が応永三十二年の『具注暦』の紙背に記された事情と関係がある可能性がある。

二 モノとしての『元徳二年後宇多院七回忌曼荼羅供記』とその錯簡

『曼荼羅供記』は薄墨紙の表紙を除いて二二紙からなるが、具注暦本体には錯簡はないため、書写段階で親本に既に錯簡があったと考えられる。なお既に小峯氏が、第六紙の二十二日条が一行しかなく、第七紙が二十四日付の書状から始まり、二十三日条が無く、また二十四日付の書状の後に二十五日条が始まり、第一三紙に至って二十四日条が始まることから、錯簡・脱落の存在を指摘している。すなわち、第六紙と第七紙、

第一二紙と第一三紙、第一三紙と第一四紙は内容的に連続していないのである。

ところで、『曼荼羅供記』をモノとして観察すると、その第一紙は白紙である。そして第一三紙後半部、第一六紙の最後の二行程度、第一八紙の最後の六行程度が空白となっており、第一九紙が白紙である。また第一四紙には「○ 指図」とした部分があり、そこには本来は曼荼羅供の会場の指図が記されていたと考えられる。

第一三紙の末尾は「彼状云」の後が空白で、第一四紙の冒頭は「○ 指図 戊一点被渡御本尊」、第一六紙の末尾は「凡今度堂達自威儀師手請取」の後が空白で、第一七紙の冒頭は「為御聴聞御逗留」、第一八紙の末尾は「為殿上人・堂童子座」の後が空白で、第一九紙は白紙、第二〇紙の冒頭は「諷誦文事、表白神下句間也」となっており、空白を挟んだ前後では文章が繋がっていないことがわかる。

これらを総合すると、『曼荼羅供記』は、第二〜六紙(A)、第七〜一二紙(B)、第一三紙(C)、第一四〜一六紙(D)、第一七〜一八紙(E)、第二〇〜二二紙(F)の六つの部分に内容的に分割されることとなる。

ここで、第一三紙を見ると、二十四日条は維縁に書状を遣わしたことを記した後、「彼状云」として以下空白となっている。この維縁宛ての二十四日付の書状は第七紙の冒頭から始まっている。一方、同じ第一三紙の二十四日条以前の部分には牛車の話が出てはいるが、第六紙では末尾の二十二日条に牛車の話が出て紙継ぎ目となっている。第一三紙(C)は本来、Aの部分とBの部分との間に入るべきであり、二十三日条は脱落ではなく、当初から記されていなかったと考えられる。

同様に第一七〜一八紙(E)はこれを第一二紙と第一四紙の間に入れると前後の意味が通じる。第一二紙の末尾は帥親王と達智門院が同車で宇智院中門まで参入し、達智門院は還御し、「於親王者」で紙継ぎ目と

なっているが、第一七紙は「為御聴聞御逗留」から始まっている。また第一八紙は曼荼羅供の会場の配置を記して終わっており、第一四紙は冒頭に「○ 指図」として、その後「戊一点被渡御本尊」と法会の開始へと内容が続いてゆく。

この様に第一三紙(C)と第一七〜一八紙(E)を移動させると、第一四〜一六紙(D)と第二〇〜二二紙(F)が繋がらなくてはならぬ。第一六紙は諷誦文を読み終わり、「凡今度堂達自威儀師手請取」と終っているが、第二〇紙は「諷誦文事、表白神下句間也」とあり、「凡そ今度、堂達が威儀師の手から諷誦文を受け取ったのは表白と神下句の間であった」となり内容が続いている。

『曼荼羅供記』には錯簡はあるが脱落は無く、その全文が記されており、正しい配列はA↓C↓B↓E↓D↓Fとなるのである。

三 『元徳二年後宇多院七回忌曼荼羅供記』書写過程の推測

現状の『曼荼羅供記』に存在する空白部分の状況からは次のようなことが推測される。すなわち現『曼荼羅供記』を書写する際、その親本となった原『曼荼羅供記』は既に錯簡を生じており、A↓C(①)、D(②)、E(③)、F(④)の四つの断簡となっていたことが推測される。そして①・②・③はそれぞれ紙の末尾いっぱいまで記されていた。書写者は断簡①を書写して第一三紙に進み、断簡②に移る段階で内容が続いていないことに気づいた。そこで第一三紙の残りの部分を空白とし、第一四紙の冒頭から断簡②を書写し始める。そして第一六紙に進み、断簡③に移る段階でまたしても内容が続いていないことに気づく。そこで第一六紙の残りの部分を空白とし、第一七紙の冒頭から断簡③を書写し、同様に第一八紙の残り部分を空白とした。そして第二〇紙の冒頭から断簡④を書写したのである。

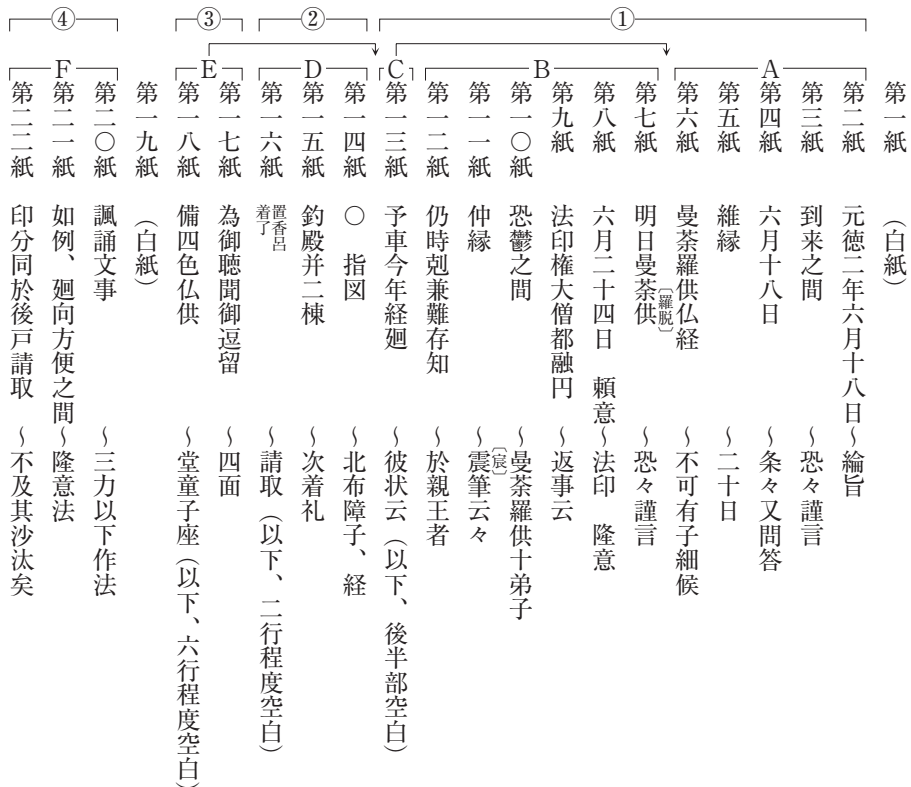
なお、書写者は断簡③までを書写した段階で、正しい配列を検討した
ものと思われる。なぜなら、第一六紙の文章の末尾、第一七紙の冒頭、
第二〇紙の冒頭にはそれぞれ移動を示す記号が記されているからである
(口絵参照)。そしてこの記号に従うと断簡②・③・④は内容として正し
くつながるのである。ただし、この場合でも、断簡①の中には既に本来
A↓C↓Bとならぶべき内容がA↓B↓Cとなっている。原『曼荼羅供
記』の親本自体が既に錯簡を含んでいたと考えられる。

では第一九紙の白紙は何か。これまでの推測が正しければ、書写者は
断簡③までを書写した段階で正しい配列について検討し、その解答を得
た。この時、当初は「○ 指図」として省略した法会会場の指図を写す
ために第一九紙を白紙のまま確保したのではなからうか。断簡②の冒頭
に記されていた指図が、断簡③すなわち第一八紙の内容に続くものであ
ることに気づいた書写者は、一度は省略した指図を改めて書写すること
を考えたのであろう。そこで第一九紙を白紙に残し、第二〇紙から断簡
④を書写することにしたのである。ただし、結局その指図が書写される
ことはなかったのであるが。

おわりに

本稿ではイェール大学バイネッキ貴重書図書館所蔵『元徳二年後宇多
院七回忌曼荼羅供記』の原本調査に基づき、その錯簡の修正、書写過程
の推測、既存の翻刻の修正を行った。原本調査に際し、様々な便宜を図っ
ていただいた関係各位に謝意を表して結びとしたい。

参考 『元徳二年後宇多院七回忌曼荼羅供記』の構成



翻刻『元徳二年後宇多院七回忌曼荼羅供記』

(第一紙)

〔端裏書〕後宇多院聖忌曼荼羅供 元徳二年
六月 〔

(白紙)

紙繼

(第二紙)

元徳二年

六月

十八日

後宇多院聖忌曼荼羅供大阿闍梨事、御請

書到來、彼 論旨云、 綸

後宇多院聖忌、可被行曼陀羅供、阿闍梨可令

參勸給之由、

天氣候脱之所也、仍執啓如件、

六月十七日

左少弁藤原經季

謹上 勝宝院僧正御房

今日、不献請文、此間被修付之法式等無、仍不審

之間、先々若大阿闍梨令勸仕哉之由、相尋并

院僧正信助之状処、無其儀云々、仍条々注注

折紙尋遺惣在序維縁、彼状云、

後宇多院聖忌曼荼羅供大阿闍梨事、 綸旨

紙繼

(第三紙)

到來之間、御返事參否雖未被思食定候、

御不審一紙被遣之候、此間之儀何様候哉之由、
内々候也、恐々謹言、

六月十八日

頼意

御宿所

即勘付返進之、

折紙云、

条々

一 列有無事、堂上一行列有之、

一 弘經目錄并新古問事、兩界曼陀羅、年八至去年、
震筆也、
理趣經一卷被染震筆、十卷被摺写之、

一 御願文有無事、有無隨時歟、可尋申奉行人歟、

一 御布施当座被置之哉事、当座被置之、

一 副供養有無事如何、若可有之者施主誰人哉、年々至去年無之、

一 度者・御誦經等使在之、

一 為扈從色衆、一口可被召具歟、然者維縁奉存

可令申沙汰哉、

以上、與二ヶ条維縁書加之、

返状云、

後宇多院聖忌曼荼羅供事、御參旁可然歟、

一紙加拜見、謹令返上候、条々随仰注付候、以此

旨可有御披露候、恐々謹言、

紙繼

(第四紙)

六月十八日

維縁請文

遂啓

色衆、如去年僧名可相摧マツ之由、被仰下候、

令注返上候、可有御披露候、重謹言、

去年僧名依為枝葉、不載之、

十九日

重 綸旨到来、

来廿五日曼茶羅供大阿闍梨御參勤事、献

御教書候了、御請文未到何様哉、必可令存

知給之由、重被仰下候也、仍執達啓如件、

六月十八日

左少弁經季

謹上 勝宝院僧正御房

即献領状、其詞云、

謹請

綸旨

右、後宇多院聖忌、可被行曼茶羅供、阿

闍梨可令參勤者、謹所請如件、

六月十八日

大僧正道意

阿闍梨上可有大大字歟、然而任請書不載之、条々又問答

紙繼

(第五紙)

雜縁

曼茶羅供事、重被申候之間、已被献領状了、一紙

又進候、可被注付候哉、扨從事、今度每事可為略

儀候間、未思食定候、追可被申候之由内々候也、恐々

謹言、

六月十九日

頼意

御宿所

折紙云、

条々

一 道場為宇智院哉事、

一 集会所何処哉事、無之、色衆參集宇智院西北緣辺

一 自何所整列哉事、公卿着座之後、色衆經北面緣、次第參進東西簀子、大阿闍梨經覆殿西面令參給之間、於適合辺、行列整之

一 自東行列者、大阿闍梨上堂之時、色衆令群立西簀子哉事、共被儲座

一 公卿着座、正面之東西如何事、東被開被敷之

一 大阿闍梨座被敷正面東間哉事、

請文云、

曼茶羅供事、被遊進御領状之由、返々目出候、一紙加拜

見、謹令返上候、随仰勸言上候、扨從事、可被召具者、

為申沙汰令相伺候、可達時儀候、十弟子二人可被召具候

歟、交名治定候者、可被注下候、可有計申御沙汰候、恐々

謹言、

六月十九日

雜縁請文

十弟子料袍・裳・平袈裟等、方々尋遣之、

廿日

紙繼

(第六紙)

曼茶羅供仏經目錄并御願文・副供養

有無、度者・御誦經使等事、尋遣左少弁之処、

返状云、

度者・御誦經使事、定無子細候歟、但藏人

方申沙汰事、可有御尋候哉、

曼茶羅供条々事、任申入候処、御經經之以下不

可違例年之由、被仰下也、恐惶謹言、

六月廿日

經季

扈從僧綱可為隆意法印、得其意可令申

沙汰、僧名令治定者可令注進之由、以賴意

僧都狀示遣維緣之狀、(マ)可存知之由申候也、

廿一日

裝束等事、方々左右相尋候処、大略

領狀候也、

廿二日

来廿五日料車事、(西園寺公宗邸)申北山之處、不可有子細候、

紙繼

(第七紙)

明日曼茶供僧名治定候者、所作以下可

令注進給候、抑御誦經与經供養前後

事、此間者先經供養、次御誦經如此

候歟、自本兩説之上者、雖不能子細候、

依有先有師御例、今度先御誦經、次

為經供養之由、被思召候、可為何様

候哉、但表白之間、度者勅使參進候

者、堂達進退等可為無骨之由、候歟然者

如例年可被修候歟、可被計申候、早晚強

不可有難義者、可被任阿闍梨御所存之

旨、依被思食候、且綱所可有存知事之間、

内々被申談候、次上堂時、十弟子置法具

之後、出正面間可候西簀子候哉、於還

列者被略候云々、堂上一行列之時、(注)被略之

例、先例定多之候歟、可令住進給由、内々候也、

恐々謹言、

紙繼

(第八紙)

六月廿四日

賴意

御宿所

請文云、

曼茶供僧名謹令注進上候、

御誦經与御經供養前後事、可在時宜候

歟、如仰聞以先經雖為御經供養、被用御門跡

御例之条、不能左右候歟、十弟子置御物具

也後、出正面候西簀子候之条、可宜候、近

年且此義候、堂上一行列之時還列被略

候、近年此義候、伝法灌頂之時、以新阿

闍梨列為詮之間、還列候歟、結縁灌頂

兩儀之時、自腋間退出、上堂雖為庭

儀、三昧耶戒之間降雨之時、自腋間退

出候、有還列者頗背故実歟之由所見候、

以此等之趣、可有御披露候、恐々謹言、

六月廿四日

維縁請文

曼茶羅供色衆

法印權大僧都了賢頃

道我

法印 隆意

紙繼

(第九紙)

法印權大僧都融円

權律師 仲我散花

融寬

忠源

大法師 隆賢讚

覺淳

道譽

仏經已下事、左少弁狀猶不分明之間、重

尋遣侍從中納言、愚狀云、
(三条公明)

親王可有御聽聞之由、承及候、実事候哉、

無差事之間、其後不申案内恐鬱候、以便宜

企參会可述心緒候、

抑明日曼荼羅供大阿闍梨事、被仰候間、

相扶所勞可參勤之由存候、仏經事、寺家

法曼荼羅震筆・理趣經十一卷此内一卷震筆、十卷撰寫稱之

如此哉、一定剋限可為何様哉、相替不遅々

之様、可有申御沙汰候歟、恐惶謹言、

六月廿四日 道意

侍從中納言殿

返事云、

紙繼

(第一〇紙)

恐鬱之間悦承了、参会不得其次、旁

相積了、以便宜必心閑可申明候也、

抑明日大阿闍梨御參勤目出候、仏經事、

注賜分無相違候歟、毎年此分候也、剋限

相構可為早速哉、他事期参会候、恐々謹言、

六月廿四日 公明

廿五日 天晴、

早日示遣維縁許云、

十弟子交名被遣候、御誦經事、任去夜被

仰之旨、先被行之、次可為御經供養候、

可被仰含参仕之威儀師并堂達等

候哉、還列事、庭儀降雨之日者不能左

右候、堂上一行之列之時、被之条(略脱之)先規尚

雖有不審候、被守近年例之条、不可

有巨難候歟之由、内々候也、恐々謹言、

六月廿五日 頼意

御宿所

折紙云、

曼荼羅供十弟子

紙繼

(第一一紙)

仲縁

豪顯

維縁請文云、

十弟子交(略脱)謹賜預候了、御誦經先被行之、次

可為御經供養之旨、早可仰含参仕之威

儀師并堂達等候、還列事、被守近年

例之条、不可有巨難歟之由、同可存知仕

候、以此趣可有御披露候、恐々謹言、

六月廿五日 維縁請文

此事於庭儀者雖有略列之例、堂上一行之

時略之事先規稀歟之由、有聞置之

旨、而近年此曼荼羅供被略還列

条不審之間、相尋之処、請文之趣頗

不分明、先例不存知之故歟、但此聖忌

每年為真光院計云々、定有子細歟、以

井蛙之智無左右難及意見之間、可付

近進例之由治定了、

參入之儀、自本坊雖可刷行粧、長長途

非無其煩之上、兩界曼荼羅、当日被染

震筆云々、

紙繼

(第一二紙)

仍時剋兼難存知間、以內々儀兼參御

所、臨期可着裝束之由、愚存候間、申請

宇智院殿上之処、為西院宮御沙汰、御

簾三間・畳兩三帖被儲之、早日差進侍

共并中間等令請之了、參儲輩簾猶

不足間、自勝宝院二間渡之了、參儲輩

暹海・紹弁・長宗・暹舜・中間慶仙法師等也、

午剋參大覺寺殿、予薄物衣・香袈裟、

牛童三人彦法師・又夜叉・彦夜叉、各直垂、大童子一人有若、直垂、

法師五人衣、次車一輛、隆意法印・賴意僧都・

仲縁・豪顯乘之、裝束・法具等納唐櫃

渡之、又布施料事、宜長櫃一合退紅仕丁、二人衆之、

同渡之、

參入之由、以忠源律師申入二品親王、融円・
(性円之) 禪円兩法印來休所會見、於造合乍在

謁之了、帥親王入御、達智門院御同車

者、御參蓮花峯寺、其後差轎御車

於宇智院中門、女院即還御、於親王者

紙繼

(第一三紙)

予車今年經廻撰州之間不調之、仍亡車

見苦之間、所申之也、為十弟子練習、於毘沙

門堂曼荼羅供習礼有之、

廿四日

習礼又有之、

条々示遣維縁許、彼状云、

(以下余白)

紙繼

(第一四紙)

○ 指図

戌一点被渡御本尊、仍予即着裝束於扨從十弟子、等者兼着之、

此間御本尊已被渡了、急可參之由、左少弁以使者

示之、威儀師以鎰取連々申之、又自堂上以預催

促之、先之威儀師僧庭立標、次僧徒參会、

法印權大僧都 了賢

道我

法印 陰意 隆

法印權大僧都 融円

權大僧僧都 覺隆依所望俄被召加之、仍被止道登了、

權律師 仲我

融寬

忠源
隆賢
大法師

覚淳

無別集会所、佇立御経藏北簀子、次公卿侍從中納言公明着座堂前

座、子休所參入、着香法服・衲・横皮、持五鈷・水精念珠

左手持五古、念珠、右手持松扇、着挿鞋、十弟子二人法服、着持法

具相從縁、居箱・拳花蒙、香爐箱・如意・座具、次扈從

法印隆惠法服、紫甲、着挿鞋、於殿上造舎合北面障子、経

紙繼

(第一五紙)

釣殿并二棟・御前南面・覆殿北面・西簀子等、列

造合、於此所懋行列、先引頭整威儀師一人、次讚

衆二人法服、青甲、音一人持鉢先行、合一人打鏡、鏡持相從、鈍色・指貫結、裳・袈裟、次

持金剛衆八人法服・紫甲、以上一行、以下膺為先、隆意法印同加列了、

次大阿闍梨、次十弟子二人一行、膺先、次讚頭音如常、次色衆引率上堂無螺吹、群立

正面以西簀子、次大阿闍梨自中央間經散花机

入堂内、行立行力礼盤下脚置程、十弟子、為敷座具也、十弟子同

入、置物具仲縁敷草座於之後、經大阿闍梨南、置居箱於左脇机、蒙頭置香呂箱在如、

於右脇机、敷座具於礼盤、即出正面雖可到西

簀子、色衆列立正面、以西簀子路次塞之間、待色衆

入堂、暫踞踞堂内間東端、奇正面、之処、可為無言行道路次之由、

威儀師依示之、一人蒙頭、出南簀子、一人仲縁、至仏後辺、

兩人之所為不同也、似失礼、縱威儀師雖令諷諫、無言行

道事元本存知、僧衆入堂内者、即可令□□之由、兼仰舍

之上者暫可相待之処、仰天之奈未練之至也、然而十弟子之

失礼不始于今上者非沙汰限、無言行道以後、仲縁出正面

候西簀子、所詮見彼道儀、向後物然具置之者、即出正

面簀子暫踞居、色衆入堂内後退出可宜歟、

次大阿闍梨進寄礼盤下、執香鑪三礼、次着礼

紙繼

(第一六紙)

盤置香呂、着了、

次持金剛衆無言行道三匝下膺先、讚衆立簀子

突鉢打鏡、

次持金剛衆着座、讚衆見之、入正面間同着座

鏡持退去、次大阿闍梨執香呂、次惣礼三度、次大阿闍梨前

方便二驚覚鈴如常、次執香呂、次下座打磬二度、次堂童子大内記

着座、次唄師法印權大僧都、發音、次堂童子賦花筥、次散花師藤原

權律師起座持花、出正面間、於西簀子取座具預伝、入正

面間於同西柱下唱之次第散花有、行道中説之、次申对傷經本

與座具於預、次堂童子取花箱退去、次打磬一度、

次大阿闍梨開眼作法、有序打磬、次表白、度

者、御誦經使不參之由、兼雖有其沙汰、今

度無其儀、無人之故歟、為時宜不被止之者、

不仕之至不可然乎、表白之間、堂達授諷

誦文於導師先之威儀師、授堂達、次誦諷文、相待鐘

声之處、無期其儀、仍尚猶予之處、鐘已打

之由、清縁威儀師出声、仍誦諷誦文了、凡今

度堂達自威儀師手請取

(二行程度空白)

紙繼

(第一七紙)

為御聽聞御逗留、左少弁經廻中門辺候間、
招之対面、時剋已下事相尋之畢、頼意
僧都進馱餉唐麵、鳥子、茶等也、予依為新酒不相
副酒、納長櫃二合、參入以後令昇之。

御仏事以前經時剋之間、即取散之、行賀
僧都為聽聞令經廻之間、同召之畢、

威儀師清縁參御堂之間、以隆意法印

經供養以前可有御誦經之間、仰惣在付

了、令存知哉之由、相尋之処、其旨維縁

令申之間、存知之由申也、又不立右脇机由

同及之間、可令立之由、同以隆意法印示清縁

之間、仰含預之処、先立其儀之由申候之、

然而先々就略儀不立歟、今度任本儀可有

沙汰、早可令立之間、隆法印重仰清縁之間、

就威儀師下知、預立之云々、先之預奉仕堂

莊嚴、其儀宇智院御経藏撤三面障子、

每間懸綵幡花鬘代、北三ヶ間垂翠簾、

傍母屋北立仏台、奉懸兩界法曼茶羅

震筆、其前立花形、壇之上敷絹白麗、四面闕

伽鈴杵金剛盤八供養具等如常、左右立

燈台四本供燈明、四角居白色仏供、四面

紙繼

(第一八紙)

備四色仏供、其前立礼盤在半、其左右立

脇机、左脇机灑水塗香器在散、・仏布施二裏・

理趣經二卷紺紙金泥寫一巻、但兩三行被遊之、
殘未終功。

置之、南簀子当正面間立散花机、正面東

脇間副南長押敷高麗端帖一枚東西
行。

為大阿闍梨座、同西脇間敷同帖一枚東西、更
行。

折副西長押敷同帖三枚南北
行。為色衆座、其

前立経机五脚置理趣經摺写、各二卷、尤十
脚可。

立之歟、
是又為略儀哉、最末座前立磬台、南簀子除

正面、左右敷高麗端帖各一枚東西、
行。為公卿座、

東造合副南高欄敷紫端帖一枚東西、
行。又

副御聽聞所方妻戸
以北、敷同帖一枚南北
行。為殿

上人・堂童子座、

(約六行空白)

紙繼

(第一九紙)

(白紙)

紙繼

(第二〇紙)

諷誦文事、表白神下句間也、其後表白未

及半処授之於導師、其刻則打鐘云々、仍

予為声明衆中間、所不聞及也、尤可尋聞表白

終句之処、無其儀之条、不存故実也、又諷誦

文誦畢可打磬之処、相待鐘諷誦未被前打

之、未練之至不足言次第也、仍諷誦誦畢、

即發願持諷誦、
五大願、依諷誦威力、故過去聖靈頓証、

并句略之、
後後時用之、
五大願音曲如御修法、次仏名教化、堂達參進

返取諷誦文、蹲居呪願師前乞呪願、於正面誦

之、祓座、次揚経題大阿闍梨二卷、震筆并、
摺写、諸僧各摺写一卷揚之、

次仏名教化（経号如意、取具之）、次打磬、次読経（置如意、説之）

次打磬、次止転経（置、打磬）、次神分（下座、打磬）、次五悔、次

勸請加句（禪定聖靈成正覺、頓証無上大菩提、天長地久成御願、護持聖王除不祥）、次五

大願、次讚隆賢誦之、四智心略不動等也、

次善供養三力偈、次打磬、次供養法如常

（散念誦之間、持五占）、次打一字金、次八供養、次事供

仏布施、二裏取合一度供之（共授、壇左）、次振鈴、

次讚（四智讚誦、心略誦）、善供養三力以下作法

紙繼

（第二一紙）

如例、廻向方便之間、懸袈裟威儀、次降礼

盤取香爐礼拝三度、次着平座、次十弟子

二人入自正面間、取法具移置平座（居箱左、香器右）、

退出、於如意・座具者本役人持之候西簀

子、次引布施、侍從中納言取綾被物一重、

置大阿闍梨前、次殿上人二人（左少弁、右）

大内記行光裏物一・水精念珠一連（懸打、打）、

錦横皮一帖（懸打取之、依無人致所殘之被物并、於後戸可交替儀云々）、

次十弟子二人入正面間、撤大阿闍梨布施、於西簀子賜

侍還海（鈍色衣・水際、公卿取布施之間、進西庭、依無日數不及、尤難可隨此役、共以在國之間、且以列童、臨期如此沙汰之矣、依有先例也、召上、仍所召有若也）、次十弟子參進（撤）

賜力者（着衣、力者五人、退紅仕丁、依有先例也）、次十弟子參進（撤）

法具（單座同被之、子服力）、躰居南簀子、扈從降意法印先伴

色衆雖退出、自西簀子立帰、同躰居南簀子、次大阿闍

梨赴座、出正面間、經南東簀子（同相從、十弟子）、扈從、歸入休

所（路次、如元々）、大阿闍梨布施被物九重、自後戸交替之間、

入加長櫃（云々、都合、十重也）、色衆布施各二重一裏也、隆意法

紙繼

（第二二紙）

印分同於後戸請取之云々、了時子刻也、

即雖可令帰寺、近日路次等以下（外）狼藉、夜中非無怖

畏之間、暫於此所休息、及曉更帰勝宝院了、今

度行賀僧都・仲縁等■參車後、曼タラ供大阿闍梨、

予勤仕初度也、於他人之誹謗者不聞及、於愚意

者声明■法則無殊違失之由存之、是併本尊

之冥助・列祖之加被畢、

大阿闍梨并色衆供米并十弟子録物等、不

及其沙汰矣、

〔註〕

（1） 請求記号「JMS・SML92」。当初は同大学スターリング図書館の所蔵で

あったが現在はバイネッキ貴重書図書館に移管されている。なお、表の

『応永三十二年具注曆』については『東京大学史料編纂所研究紀要』本号

掲載の菊地大樹氏「イエール大学所蔵『応永三十二年具注曆』について」

を参照されたい。

（2） 小峯和明「イエール大学蔵『元徳二年後宇多院聖忌曼茶羅供』」（同編

『平家物語』の転生と再生」笠間書院、二〇〇三）。

（3） 道意には他に『建武元年東寺塔供養記』、『建武二年結縁灌頂記』など

がある。前者は『大日本史料第六編之一』建武元年八月二十八日条・同

九月二十三日条・同十二月二十六日条に活字化されており、後者は仁和

寺所蔵史料（御経蔵十八箱）で『大日本史料第六編之二』建武二年十月

十二日条・『続群書類従積家部』に活字化されている。

（4） 引用されている文書は以下の通り。

文書 1 (元徳二年) 六月十七日後醍醐天皇諭旨
文書 2 (元徳二年) 六月十八日仁和寺勝宝院道意御教書
文書 3 (元徳二年六月十八日) 後宇多院聖旨曼茶羅供大阿闍梨不審条々・

仁和寺惣在庁維縁勘返状

文書 4 (元徳二年) 六月十八日仁和寺惣在庁維縁請文
文書 5 (元徳二年) 六月十八日後醍醐天皇諭旨
文書 6 (元徳二年) 六月十八日仁和寺勝宝院道意請文
文書 7 (元徳二年) 六月十九日仁和寺勝宝院道意御教書
文書 8 (元徳二年六月十九日) 後宇多院聖旨曼茶羅供大阿闍梨不審条々・

仁和寺惣在庁維縁勘返状

文書 9 (元徳二年) 六月十九日仁和寺惣在庁維縁請文
文書 10 (元徳二年) 六月二十日中御門経季書状
文書 11 (元徳二年) 六月二十四日仁和寺勝宝院道意御教書
文書 12 (元徳二年) 六月二十四日仁和寺惣在庁維縁請文
文書 13 (元徳二年六月二十四日) 後宇多院聖旨曼茶羅供色衆交名
文書 14 (元徳二年) 六月二十四日仁和寺勝宝院道意書状
文書 15 (元徳二年) 六月二十四日三条公明書状
文書 16 (元徳二年) 六月二十五日仁和寺勝宝院道意御教書
文書 17 (元徳二年六月二十五日) 後宇多院聖旨曼茶羅供十弟子交名
文書 18 (元徳二年) 六月二十五日仁和寺惣在庁維縁請文

(5) 断簡①の中でも内容的にはA・B・Cの三つの部分に分けられ、そこに錯簡が認められるのであるが、A・B・Cのそれぞれが断簡であったと考えると、A・Bの末尾部分(それぞれ第六紙・第一二紙)が紙の末尾いっぱいまで記されていること、Cが一紙の断簡であったとするとその記載内容が少なすぎることからA・B・Cの部分は既に錯簡を含んだ状態で一まとまりの断簡であったと推測した。

(6) 原本では「折紙云、御宿所 即勘付送進之」となっているが、ここでは改めた。

(7) 原本では「請文云、羅脱曼茶供」と連続しているが、ここでは改行した。

〔付記〕
本稿は人間文化研究機構「日本関連在外資料の調査研究」プロジェクトによる研究成果を含むものである。